

# 指定居宅介護支援事業所こすもす 重要事項説明書

社会福祉法人清祥会

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 清祥会
- (2) 法人所在地 石川県鳳珠郡能登町字五郎左エ門分藤 17 番地
- (3) 電話番号 0768-76-2002
- (4) 代表者氏名 理事長 紙谷 靖博
- (5) 設立年月 平成 14 年 6 月 27 日
- (6) 基本理念 「和(わ)」
- (7) 基本方針

- ① 私たちは、何よりご利用者の基本的人権を尊重するとともに、お一人お一人の尊厳のある豊かな生活を実現します。
- ② 私たちは、ご利用者本位を念頭に、快適で和やかな生活の場となることを目指し、ご利用者それぞれが充実した生きがいのある生活を送れるように支援します。
- ③ 私たちは、ご利用者のご希望や心身の状態、生活の状況に応じた、適切な生活支援や健康管理などを行います。ご利用者自身の自己決定を大切により自立した生活が実現するよう支援します。
- ④ 私たちは、それぞれの立場や職域を越えて協働し、和をもってチームケアを推進します。また地域社会の一員として、保健、医療等関連分野と協働し、地域福祉の充実に努めます。
- ⑤ 私たちは、ご家族との信頼関係、地域の人々・保育所や学校等との交流を大切に、皆さんと一緒に、地域の中で生き生きとした豊かな人生を送れるように支援します。

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護支援事業
- (2) 事業所の目的 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対しその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所こすもす
- (4) 事業所の所在地 石川県鳳珠郡能登町字五郎左エ門分藤 17 番地
- (5) 電話番号 0768-76-2002
- (6) 事業管理者 宇 正 正 子

## (7) 当事業所の運営方針

- ①事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援に努めます。
- ②事業の実施に当たっては、利用者の心身状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し適切な介護サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ④関係市町、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

(8) 開設年月 平成 20 年 4 月 1 日

(9) 事業所番号 石川県指定 第 1771700174 号

## 4. 職員の職種、人数及び職務内容

職 種	人 数	職 務 内 容
管 理 者	1 名 (常勤)	事業所の従業員及び業務の管理を総括します (介護支援専門員 兼務)
介護支援専門員	1 名以上 (常勤)	居宅介護支援の提供に当たります。

## 5. 通常の事業実施区域

能登町、珠洲市、輪島市、穴水町の各地区とします。

上記地区以外の方については、実施地域外距離 1 km毎に 100 円を頂きます。

## 6. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日
営業時間	8 : 30 ~ 17 : 30
そ の 他	営業時間以外での時間帯では、電話連絡等を行います。

## 7. 担当職員

- 1) 担当職員は、当事業所の介護支援専門員となります。
- 2) 担当職員は、身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示を求めてください。
- 3) 利用者は、担当職員が業務上不適当と認められる事情やその他交替を希望する理由を明らかにして担当職員の交替を申し出ることができます。この場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。但し、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。また勤務状況等による変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

## 8. 居宅介護支援の利用申込から介護サービス提供までの主な流れ

- ① 利用者から事業所へ居宅介護支援の利用を申し込みます。
- ② 事業所の介護支援専門員が利用者のお宅へ訪問します。利用者の心身状態やその環境等を調査し、可能な限り自立した日常生活が営むことができるように解決すべき課題を把握・分析します。課題分析の方式は、居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会 監修）により行います。また居宅介護支援の重要事項の説明や契約を行います。
- ③ 利用者や家族の介護サービス等の種類や頻度などの希望や必要性に応じ様々な種類の介護保険サービス、事業所等を紹介します。（ご利用を約束するものではありません）併せて介護サービス利用料金を見積りします。
- ④ 解決すべき課題や利用者や家族の希望を考慮し、また必要に応じて、主治医の意見を聞いたり、居宅サービス担当者会議で連絡調整をするなどして、利用者に適した「週間計画票」及び1ヶ月単位の介護サービスの計画である「サービス利用票（居宅サービス計画）」を作成します。
- ⑤ また介護サービスを利用された際に利用者が負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので併せてご確認の上、ご了解を頂きます。
- ⑥ 「サービス利用票（居宅サービス計画）」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。
- ⑦ 介護サービス提供後も介護支援専門員が継続的に利用者の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握します。
- ⑧ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者の合意をもって変更します。

● 「居宅サービス計画」の作成の他、利用者の依頼により次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談ください。

- (1) 利用者の依頼による市町の窓口にて要介護認定に関する申請（新規・変更・更新）を代行します。代行にあたっては、手続き上、利用者の被保険者証をお預かりすることになります。
- (2) 利用者の依頼により市町の窓口にて「居宅サービス計画作成依頼書」の提出を代行します。

## 9. 介護保険施設の紹介

利用者が居宅において、日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。（施設入所をお約束するものではありませんのでご了承ください。）

## 10. 事業所が行っている他の業務

### (1) 指定介護老人福祉施設こすもす

平成14年6月27日指定（石川県指定 第1771700174号）

### (2) 指定短期入所生活介護事業所こすもす（ショートステイ）

平成14年6月27日指定（石川県指定 第1771700174号）

### (3) 指定通所介護事業所こすもす（デイサービス）

平成17年10月20日指定（石川県指定 第1771700174号）

### (4) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所こすもす

平成23年5月31日指定（石川県指定 第1791700055号）

### (5) 通所型サービス（介護予防相当・基準緩和型）

### (6) 配食サービス

## 11. 居宅介護支援の内容及び利用料

### (1) 居宅サービス計画（ケアプラン作成）

ア) 利用者の心身状況やその環境、本人及び家族の希望等により居宅サービス計画を作成します。

イ) サービス費用は、原則的に全額保険給付されます。

ウ) 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護状態区分に応じた下記の居宅介護支援費等の相当額をお支払いください。

#### ◆基本となるサービス費（月額）

1単位=10円

要介護状態区分	居宅介護支援費	特定地域加算	合計
要介護1～2の方	1,053	157	1,210
要介護3～5の方	1,368	205	1,573

※当事業所は、山間地域等における特定地域加算（15%）が算定されます。

#### ◆加算となるサービス費

① 初回加算	初めて居宅サービス計画を策定した場合やご利用者の要介護状態区分に2段階以上の変更があった場合、その最初の月に1回算定します。	300単位
② 入院時情報連携加算（I）	利用者が病院・診療所に入院した場合に、3日以内に必要な情報提供を行った場合に算定します。（利用者1人につき1回）	200単位

③ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院・診療所に入院した場合に、7日以内に必要な情報提供を行った場合に算定します。(同上)		100 単位
④ 退院・退所加算	退院所にあたり病院等の職員と面談し必要な情報を得るなど連携を行った場合算定します。(カンファレンスへの参加がない場合は2回まで、参加がある場合は3回まで)	無し	1回 450 2回 600
		有り	1回 600 2回 750 3回 900
⑤ ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の利用者に対し主治医の助言を得つつ状態変化や必要性に応じたサービス調整等を行った際に算定します。		400 単位 (月額)
⑥ 緊急時等居宅カンファレンス加算	病院・診療所の求めにより、当該病院・診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスの利用調整を行った場合に算定します。(1ヶ月に2回まで)		200 単位 (月額)
⑦ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護へと移行する際に、居宅支援事業者が必要な情報を提供した場合に算定します。		300 単位
⑧ 複合型サービス事業所連携加算	利用者が居宅サービスから複合型サービス事業所の利用を開始する際に、居宅支援事業者が必要な情報を提供した場合に算定します。		300 単位

## (2) 要介護認定の申請代行

要介護認定のための申請手続きの代行を行います。

## (3) 居宅サービス計画作成依頼書の提出代行

居宅サービス計画作成依頼書の提出を代行します。

## (4) 連絡調整

居宅サービス計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整を行います。

## (5) 給付管理業務

居宅サービス計画作成後も居宅サービス計画の実施状況の把握及びこれに基づく給付管理業務を行います。

※事業実施地区以外にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をお支払ください。

## 1 2. 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- (1) 利用者にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合は、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。ご連絡がないと利用者が一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。
- (2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合などお手持ちの被保険者証に変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。
- (3) 暴風雨、降雪、台風、地震等により注意報や警報、警戒宣言等が発令された場合（その怖れがある場合も含まれます。）、事業者の判断でサービスを中止させていただくこともあります。

## 1 3. 秘密保持及び個人情報について

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険が及ぶ場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中また契約終了後も第三者に漏らすことはありません。但し、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合に限り、利用者及び家族の個人情報を用いることがあります。

### 《個人情報を利用させていただく範囲》

- ① 指定居宅介護事業所こすもすによる適切な居宅介護支援の提供のため
- ② 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
- ③ サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運営業務のため
- ④ 居宅サービスの適切な提供のため、他の居宅サービス事業との連携（担当者会議など）、照会への回答のため
- ⑤ 住宅改修工事施行事業者との適切な改修工事の実行のため
- ⑥ 緊急を要する場合の医師や救急隊員への連絡のため
- ⑦ ご家族に対するご本人の心身の状況や利用状況に関する報告
- ⑧ 当事業所のサービスの維持・改善に資する基礎資料の作成のため
- ⑨ 診査支払い機関（国保連合会）や保険者からの照会など、法令上応じることが義務付けられている事項のため
- ⑩ 外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
- ⑪ 損害賠償保険・外傷保険等にかかる保険会社等への相談・届出のため
- ⑫ その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

※各市町の地域包括支援センターが開催する地域ケア会議等への情報提供、事例検討等を行うことがあります。

#### 14. 契約の期間

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日とします。但し、契約期間満了日の7日前までに利用者から更新の意思表示がない場合は、事業者が利用者に対し契約更新の意思を確認し、契約を同一内容により更新するときは、この契約は契約期間満了の日の翌日から更に6ヶ月間、同一内容で自動更新され、以後も同様とします。

#### 15. 利用者からの解約

利用者は、契約有効期間中でもこの契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前まで解約届出書を提出ください。但し、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、即時に契約を解約することができます。

#### 16. 契約の解除

以下に該当する場合には、事業所側から契約を解除し、以降のサービス提供を行わないことがあります。

- ① 利用者又はその家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者又はご家族等の故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどにより本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 17. 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合には、保険者、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅サービス事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供により、損害賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

#### 18. 相談・苦情の受付について

居宅介護支援についてのご相談や苦情、居宅サービス計画に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なくご連絡ください。

##### ① 苦情の受付

当事業者が提供したサービスに関する苦情は、次の担当者が受付します。

苦情受付担当者： 宇正 正子（介護支援専門員）

電話番号： 0768-76-2002

※ 担当者が不在のときは、基本的事項については他の職員が対応し、担当者に引き継ぎます。

② 行政機関その他苦情受付機関

能登町 内浦庁舎 健康福祉課	所在地：石川県鳳珠郡能登町松波 13 字 75 番地 電話番号：0768-72-2502 受付時間：9 時～17 時（土日、祝日を除く）
石川県国民健康保 険団体連合会	所在地：金沢市幸町 12 番 1 号 石川県幸町庁舎 4 階 電話番号：076-261-5191 受付時間：9 時～17 時（土日、祝日を除く）

平成 年 月 日

【 事 業 者 】

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明並びに、個人情報の取り扱いについての説明を行いました。

社会福祉法人清祥会 指定居宅介護支援事業所こすもす

説 明 者 \_\_\_\_\_ 印

【 利 用 者 】

私は、本書面により事業者からの重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。また、個人情報の取り扱いに関しても十分に理解の上同意します。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

〔家族代表者〕 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(続柄： )